

第8日

令和7年3月6日（木）

午後2時20分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

議案書をお開きください。まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第1号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第2号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第3号専決処分の報告について（公の施設における管理下の事故による損害賠償）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第3号議案令和7年度朝倉市一般会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第4号議案令和7年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第5号議案令和7年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。10番半田議員。

○10番（半田雄三君） 委員会に付託されますと、ちょっと質疑ができなくなりますんで、ちょっと気になりましたところが1点ありましたので、お尋ねいたします。

事業内容説明書によると52—2になります。いいですか。

令和7年度予算におきましては、保険者数が315人減って、78万円税金が減りますとい

う予算が立ててあります。ちなみに、令和6年度の予算では、保険者数が805人減って9,465万円減りますと、税収が。という予算でした。これ何らかの要因があるに違いないというふうに思いまして、その要因があれば、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（草場 勉君） 令和7年度の国保税について、前年度より78万2,000円減額予算となっており、令和6年度の予算は前年度より9,465万6,000円減額となっており、被保険者数は減少率があまり変わらないように、国保税額の減少率が違う理由はといったことだと思います。

歳入におきます国保税の予算編成時の考え方につきましては、予算の前年度の所得を基礎に算定をいたしまして、その結果に被保険者の増減の推計を加味して行っております。その所得におきまして、令和6年度の予算の基礎となりました令和5年度の所得が、令和4年度と比較いたしまして減少していること、令和7年度の予算の基礎となった令和6年度では、所得が回復をしております。このことから、予算編成時におきまして、令和5年度から令和6年度にかけては、所得の減少と被保険者数の減少の2つのマイナス要因がございましたので、前年度比で大幅に減少しております。

令和6年度から令和7年度にかけては、所得の回復によるプラス要因と被保険者の減少によるマイナス要因がございまして、前年度比、それを差引きいたしまして、前年度比では微減となっているような状況でございます。

なお、令和5年度の所得減少の要因に関しましては、自営業の方に対する新型コロナの給付金の終了が大きな要因になっているというふうに推測をしております。以上です。

○議長（小島清人君） 10番半田議員、よろしいでしょうか。

○10番（半田雄三君） いいです。

○議長（小島清人君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第6号議案令和7年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第7号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第8号議案令和7年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第9号議案令和7年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第10号議案令和7年度朝倉市簡易水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第11号議案令和7年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第12号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第13号議案令和6年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第14号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第15号議案令和6年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第16号議案令和6年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第17号議案令和6年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題

といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第18号議案朝倉市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第19号議案刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第20号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第21号議案地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第22号議案朝倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例及び朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第23号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第24号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び朝倉市水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第25号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第26号議案朝倉市総合市民センター及び地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第27号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第28号議案朝倉市立あまぎ水の文化村条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第29号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第30号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第31号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第33号議案朝倉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第34号議案朝倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第35号議案朝倉市水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第36号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第37号議案朝倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第38号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第39号議案工事請負契約の変更について（農業用施設災害復旧）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第40号議案工事請負契約の変更について（橋梁災害復旧）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第41号議案市道路線の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第42号議案字の区域の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第43号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員手当組合理約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。委員会付託表をお開きください。

付託区分については、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第12号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は21日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時39分散会